

令和元年10月19日  
福島県土木部建築住宅課

## 台風19号により住宅が被災した方へ県営住宅等を提供します。(いわき地区)

いわき地区の県営住宅等の提供については、いわき市と合同で行うこととし、受付期間等が決まりましたのでお知らせします。

- (1) 受付期間 令和元年10月25日(金)～31日(木)
- (2) 受付窓口 いわき市文化センター 他2カ所  
対象団地等については、10月24日(木)に公表します。

※詳細については、別紙をご覧ください。

令和元年 10 月 19 日  
いわき市・福島県

## 台風 19 号により住宅が被災した方へ市・県営住宅等を提供します

- 1 提供対象者 台風 19 号により住宅が被災（全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水）し継続的な居住が困難となった方 ※収入基準要件、同居親族要件は問いません。
- 2 募集方法 受付期間 令和元年 10 月 25 日（金）～10 月 31 日（木）

受付窓口	開設時間
市文化センター3階 小会議室	9 時 00 分から 17 時 00 分まで
小川公民館	8 時 30 分から 17 時 00 分まで
好間公民館	8 時 30 分から 17 時 00 分まで

- ・ 申込書類や応募方法は以下のホームページをご覧ください。
- ・ また、上記受付窓口でも応募用書類を配布します。
- ・ り災証明が未交付の場合は、被災状況の申告により申し込み可能です。
- ・ 応募数が提供可能戸数を超えた場合は、抽選により提供する方を決定します。
- ・ なお、高齢者世帯や障がい者世帯等へは優先的な提供に配慮します。
- ・ 入居時期については 11 月中旬～を予定しています。

### 【ホームページURL】

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1571453025883/index.html>

- 3 提供住宅 市・県営住宅、市災害公営住宅、県復興公営住宅  
※対象団地等については、10 月 24 日（木）に公表させていただきます。
- 4 提供期間 3 ヶ月（被災した住宅の修繕、復旧状況により延長あり）
- 5 使用料 無償（電気、ガス、水道代、共益費、給湯器等のリース料は自己負担）
- 6 その他 一時的な避難をされた方のうち公営住宅法等の入居資格者要件に該当する方で、さらに継続して入居を希望する方については、災害による特定入居として正式入居へ移行することも可とします。

### 【問い合わせ先】

いわき市土木部住宅営繕課  
TEL 0246-22-7497 / FAX 0246-22-7596  
福島県いわき建設事務所 行政課  
TEL 0246-24-6109 / FAX 0246-24-6058